

○ 工事請負契約に係る最低制限価格設定基準

制 定 平成10年6月1日

最近改正 平成24年2月29日

(目 的)

第1条 この基準は、工事請負契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、法令に基づく予定価格及び最低制限価格に105分の100を乗じて得た額とする。

(設定の基準)

第3条 最低制限価格を設定する場合には、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その金額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額に1,000分の988から1,000分の1,010の範囲内で機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額に1,000分の988から1,000分の1,010の範囲内で機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額×a
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額×b
- (3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額×c
- (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額×d

a、b、c及びdの係数は、1,000分の988から1,000分の1,010の範囲内で機械がそれぞれ無作為に選んだ係数とする。

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる契約については、契約ごとに予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で契約担当者の定める割合を乗じて得た額とする。

(端数処理)

第4条 最低制限価格を算定する際の端数については、最低制限価格が十万元以上の場合は、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。

附 則

この基準は、平成10年6月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日より適用する。